

道教組

2019年12月26日発行

DOKYOSO NEWS VOL.565

教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78
TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472



12月14日、道教組は、道高教組とともに、変形労働導入反対北海道緊急シンポジウムを行いました。過労死を考える家族の会の工藤祥子さんの講演、北海道合同法律事務所の長野弁護士、北海道私教連の猪俣書記次長から特別報告がありました。

会場を埋め尽くす、約80名もの
教職員、保護者、市民が参加

変形労働反対シンポジウム 当事者である私たちが教職員が 「自分事」として声を上げよう

日程の関係で短時間の集会となりましたが、定員80名の会場いっぱいに参加者が集まり、これ以上過労死を生み出さない、変形労働制を北海道で導入させないために、ともに声を上げ行動し続けていくことの決意を確かめました。

工藤祥子さん講演 過労災害遺族の立場から

工藤祥子さんの講演「みんなで考えるカラフルな教育」について、「話はブランクですが、目的とするところはカラフル」と話し始めました。

「教師の仕事は、魅力があって、楽しくて、児童生徒のためにという魔法の言葉でどんな仕事を増やしてしまおうと言われるすけれども、私は、過労死をした先生たちは、子どもたちのために仕事をしすぎたのが、亡くなった最大の原因とは思っていません。そうではなくて、子どもたちのためにと無限に増やされた仕事に忙殺されてしまったと考えています。」

「人は生きることを楽しむために働くのであって、死ぬために働くのでは

ありません。人生を豊かにするために生き生きと仕事ができるように、それが最大のメッセージです」
そして、1年単位の変形労働時間制導入は、さらなる長時間労働につながる懸念を述べ、当事者である教員自身が「自分事」として声をあげる」ことの重要性を訴えました。



この講演内容の詳細は、「止めよう!変形労働制」ニュースで紹介していますので、ご覧ください。

弁護士 長野順一さん 労働法の専門家の立場から

合同法律事務所の長野順一弁護士には、労働法の専門家の立場から、1年単位の変形労働時間制導入の問題点を指摘していただきました。

「変形労働時間制は、1987年の労基法改正で週休2日制が制度化されたとき、残業代を支払わずに、これまでと同じ時間だけ労



働させるために導入された使用者側の思惑からできたもの。『残業時間』を『残業時間』でないように見せかける制度であり、残業代を払わなくてもよいマジック、まさにこれが変形労働時間制の本質なのです。」

北海道私教連 猪股良夫さん 私立高校の教職員の立場から

北海道私教連の猪股良夫書記次長には、私立高校の教職員の立場から、私立高校での変形労働時間制の現状について、すでに1年単位の「変形労働時間制」が導入されている事例を交え、報告していただきました。

「変形労働時間制は、私学では労使協定をむすばないと導入できないが、導入している学校は少数です。この制度導入により、働き方が改革されるというのは幻想であり、夏休みにまとめて休める状態ではありません。」



これ以上過労死を生み出さない ともに声を上げ行動しよう!

集会では、これ以上過労死を生み出さない、変形労働制を北海道で導入させないために、行動提起を行い、ともに声を上げ行動し続けていくことの決意を確かめました。各職場での対話、管理職との懇談を進め、反対の声を広げていきましょう。

北海道で導入させない! 道教委へ要求書を提出

12月9日、道高教組とともに、道教委に対して「公立学校教員に『1年単位の「変形労働時間制」を導入しないよう求める緊急要求書」を提出しました。

道教委の佐藤教育長は、道議会本会議一般質問（11月29日）において、「休日の増加による教員のゆとりの創造と年間を通じた勤務の総時間の縮減につながる、学校における働き方改革を推進するための方策の一つとして有効と考えている」と答弁しました。その後の委員会審議でも、道教委は同様の認識を示しています。

しかし、国会審議では、萩生田文科相が「この制度を導入することで、日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものとは考えておりません」と繰り返し答弁しています。「勤務の総時間の縮減」という教育長の認識は、政府答弁をも踏み越える事実誤認です。

そもそも、この間の国会審議で、萩生田文科相や文科省は、各都道府県で制度導入の条例を制定するにあたって、各学校での討議や組合との交渉を踏まえることと説明しています。各学校や組合の意見を聞いていない今、道教委が「有



効である」との認識を繰り返し示すことは、現場の声を軽視したものです。要求書では、「公立学校教員に『1年単位の「変形労働時間制」を導入する給特条例の改正は行わないこと」とともに、「勤務の総時間の縮減につながる」とした教育長の答弁を撤回すること」も合わせて求めました。

北海道で導入させない! 札幌市内で街頭宣伝を実施

12月20日、道高教組とともに、札幌市内で変形労働制の導入に反対する街頭宣伝をおこないました。

SNSでの呼びかけに賛同して参加した市民や保護者の方々とともに声を上げました。



教育課題のためか、関心も高く、多くの方が快くチラシを受け取ってくれました。用意したチラシはあっという間になくなりました。

近くでは、環境問題について、高校生が街頭宣伝をしていました。この高校生は、毎週金曜日に、1時間の行動を続けています。声を上げ、行動して、世の中の情勢を変えていこうという主体的な行動は、若者の間に広がっています。私たちも、長時間労働の解消、変形労働制を導入させないと、各地で声を上げ、行動していきましょう。



止めよう! 変形労働制ニュース を毎日発行しています

道教組は、変形労働制を北海道の学校に導入させないために、毎日、ニュースを発行しています。各単組・連絡会にメール送信しているほか、道教組のフェイスブックやツイッターでも発信しています。各学校での学習・対話に活用してください。

道教組へ連絡
いただいたければ、直接メールでお届けします。

